

第2章 給料・手当

○男鹿地区消防一部事務組合一般職の職員の給与に関する条例

昭和48年6月1日
条例第12号

改正 昭和49年3月29日条例第13号
昭和53年3月27日条例第13号
昭和59年3月30日条例第2号
昭和60年12月26日条例第1号
平成元年3月31日条例第2号
平成9年12月25日条例第3号
平成11年3月26日条例第1号
平成17年3月22日条例第4号
平成19年3月26日条例第4号
平成28年3月24日条例第2号
令和2年12月22日条例第2号
令和5年7月7日条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項の規定に基づき、男鹿地区消防一部事務組合の一般職に属する職員(法第57条に規定する単純な労務に雇用される者を除く。)の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例等)

第2条 一般職の職員の給与に関しては、男鹿市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年男鹿市条例第43号)及び同条例に基づく規則等を準用する。この場合において、準用上必要な事項については、管理者が別に定める。

(特殊勤務手当)

第3条 前条の規定にかかわらず、男鹿地区消防一部事務組合に常時勤務する職員の特種勤務手当の種類、額及び支給方法は、次の表に掲げるとおりとする。

種 類	手 当 額	支 給 方 法
夜間特殊業務手当	1 その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 1,100 円 2 その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 730 円 (深夜における勤務時間が2時間に満たない場合にあっては、410 円)	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後 10 時後翌日の午前 5 時前の間をいう。以下同じ。)において行なわれる消防業務に従事した職員

2 前項に規定する特殊勤務手当の支給期日は、翌月の給料支給日とする。

(給与の口座振替)

第 4 条 給与は、職員の申出により、その全部又は一部を口座振替の方法により支払うことができる。

(委 任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 49 年条例第 13 号)

この条例は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 53 年条例第 13 号)

この条例は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 59 年条例第 2 号)

この条例は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 60 年条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年条例第 2 号)

この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年条例第 3 号)

この条例は、平成 10 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年条例第 1 号)

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年条例第 4 号)

この条例は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。

附 則(平成 19 年条例第 4 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年条例第 2 号)

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年条例第 2 号)

この条例は、令和 2 年 12 月 22 日から施行する。

附 則(令和 5 年条例第 6 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、改正前の男鹿地区消防一部事務組合一般職の職員の給与に関する条例に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。